

定 款

愛 眼 株 式 会 社

愛 眼 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は愛眼株式会社と称し、その英文では A I G A N C O . , L T D . と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 眼鏡フレーム、眼鏡レンズ、サングラスの製造販売
- (2) 眼鏡機器、光学機器、光学品、補聴器の販売
- (3) コンタクトレンズ及び付属品の販売
- (4) 時計、宝石、装身具の販売
- (5) 紳士服、婦人服、洋品雑貨の販売
- (6) 書籍、玩具、文房具、事務用品の販売
- (7) スポーツ用品、美容・健康器具の販売
- (8) 美術品、工芸品、骨董品の販売
- (9) 事務用機器、通信用機器、医療機器、家庭用電気製品の販売
- (10) 食料品、日用雑貨品、園芸用品、飼料の販売
- (11) カメラ、ビデオの撮影機器・機材の販売
- (12) 医薬品、医薬部外品、化粧品の販売
- (13) 前記各商品の輸出入
- (14) スポーツ施設、遊技場、旅館及び飲食店の経営
- (15) 経営コンサルタント事業
- (16) 株式の売買及び運用に関する事業
- (17) 店舗設計、施工に関する事業
- (18) 不動産の売買、管理及び賃貸業
- (19) 写真撮影、現像及び焼き付けの業務
- (20) 写真館、美容院の経営及び貸衣裳着付の業務
- (21) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (22) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によっ

て電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は6,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長及び取締役副社長各1名並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対しその通知を発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加

わたることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、
監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

（取締役会の権限）

第23条 当社の業務の執行は、取締役会の決議によって定める。

2. 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任限定契約）

第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の数）

第26条 当社の監査役は4名以内とする。

（監査役の選任）

第27条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。

（監査役の任期）

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第30条 監査役会の招集は、会日の3日前までに各監査役に対しその通知を発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

（監査役会の決議）

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数によってこれを行う。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第36条 株主総会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第37条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れることができる。

(2022年6月29日改正)